

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	小平市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、個人住民税の賦課及びそれに関連する事務を行う。個人住民税は原則として賦課期日(1月1日)現在に、小平市内に住所を有する個人に対して課税を行うものである。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達その他の地方税の賦課又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>②申告書、給与・年金の支払報告書等の收受</p> <p>③他自治体等への調査、もしくは他自治体等からの調査への回答</p> <p>④住民登録のない者への課税に伴う他自治体への通知</p> <p>⑤各種届出書の受理</p> <p>⑥課税内容等の証明</p> <p>⑦他自治体等への資料回送</p> <p>⑧賦課データ等を庁内の他業務システムへ連携</p> <p>⑨他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税賦課システム
②システムの機能	<p>個人住民税賦課システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税機能 <ul style="list-style-type: none"> ①課税対象者および特別徴収義務者の把握機能 ②課税資料(申告書や報告書など)の管理機能 ③賦課の決定や徴収方法の決定機能 ・発行照会機能 <ul style="list-style-type: none"> ①賦課情報等の照会機能 ②通知書や証明書等の発行機能 ・宛名機能 <ul style="list-style-type: none"> ①宛名情報の管理機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (証明書コンビニ交付システム)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、以下の機能を有している。</p> <p>①審査システム(eLTAX)からの受信: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等</p> <p>②審査システム(eLTAX)への送信: 特別徴収税額通知データ</p> <p>・審査システム(eLTAX)には、個人住民税の機能として以下の機能を有している。</p> <p>①給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p> <p>なお、個人住民税賦課システムとの直接的な回線連携はしない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。</p> <p>以上のような機能がある。</p> <p>なお、個人住民税賦課システムとの直接的な回線連携はしない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名
②システムの機能	<p>1 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する。</p> <p>3 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 （ 中間サーバー ）</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び特定個人情報（連携対象）の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバー、既存住基システム及び団体内統合宛名との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能特定個人情報（連携対象）副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティー管理機能 アクセスログの保存等を行い、セキュリティ管理をする。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れの削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 （ ）</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1. 市の個人住民税賦課システムと証明書交付センターで証明書情報を連携する機能</p> <p>2. コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で自動的に証明書を交付する機能</p>

③他のシステムとの接続

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構)） | |

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠となる項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠となる項) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報は対象者を正確に特定するために必要とする。 ・連絡先等情報は対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報等を把握するために必要とする。 ・国税関係情報は対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免等を行うために必要とする。 ・地方税関係情報は算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知や各種証明書等を発行するために必要とする。 ・障害者関係情報は障害者関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額等の算出を行うために必要とする。 ・生活保護関係情報は生活保護関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額等の算出を行うために必要とする。 ・年金給付関係情報は対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免等を行うために必要とする。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、収納課、生活支援課、高齢者支援課、保険年金課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関、国税庁(税務署)、日本年金機構(公的年金等支払者)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関、他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))	
③使用目的 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務、各種申告書等の受付事務、証明書発行事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	市民部 税務課・市民課(東部出張所、西部出張所、動く市役所)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法	1 各種申告書等の受付事務 ・申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の情報から所得や控除額情報を把握する。 ・住民票関係の情報から申告者等の個人番号、賦課期日時点での住所や世帯情報を把握する。 ・障害者関係や生活保護関係の情報から障害者控除の適用や個人住民税の減免の確認等を行う。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・収集した各種情報に基づき、住民税の課税非課税の判断を含め、賦課額や徴収方法の決定し通知する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの届出書等に基づき、特別徴収の開始または中止、普通徴収への変更等を行う。 4 証明書発行、情報変更に関する事務 ・申請に基づき、住民税関係の情報から課税証明書または非課税証明書を発行する。 ・申告の修正等、情報変更の必要を生じた場合には、住民税関係の情報を変更する。	
	情報の突合	・申告書及び資料を取り込む際に、納税者等の宛名情報を、統合宛名システムの個人番号と突合する。 ・申請書等の内容を確認するため、庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (8) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	申告情報等の穿孔業務	
①委託内容	申告情報等の穿孔業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本情報産業株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	住民情報システム運用管理及び稼働維持支援業務	
①委託内容	住民情報システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	住民情報システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項3	納税通知書等作成業務委託	
①委託内容	・個人住民税の納税通知書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託 ・個人住民税の特別徴収税額決定通知書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 TLP	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4	住民税申告書等作成業務委託	
①委託内容	住民税申告書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社コタニ赤羽営業所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項5		未申告調査申告書出力等業務委託
①委託内容		未申告者に対する住民税申告書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社コタニ赤羽営業所
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6		eLTAXシステムの運用管理業務委託
①委託内容		地方税電子申告審査システム等ASPサービス使用権提供
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面の提出により申請し、市に承認を得たうえで再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	・地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用における現地対応作業 ・地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用におけるお問い合わせ対応
委託事項7		証明書発行事務
①委託内容		市民税 都民税 課税・非課税証明書の発行
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項8		証明書コンビニ交付システムのサービス利用
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの開発・保守及び運用業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	証明書コンビニエンスストア交付システムの運用及び保守作業等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (66) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (44) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	別紙1を参照
①法令上の根拠	別紙1を参照
②提供先における用途	別紙1を参照
③提供する情報	納税義務者及び課税調査対象者の地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先1	別紙2を参照
①法令上の根拠	別紙2を参照
②移転先における用途	別紙2を参照
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者の地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(1)小平市における措置 ・管理区域内への立ち入りの際は入退出記入簿・入退出監視カメラにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されているマシン室では静脈認証による入退出管理を行っている。 ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 (2)システム保管データセンターにおける措置 ・外部侵入防止として、24時間有人監視、監視カメラの設置をしている。 ・入退出管理として、ICカード、生体認証による入退出管理を行っている。 ・センターへの立ち入りの際は警備員、受付、フラッパーゲート、金属探知ゲートにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されている部屋では、共連れ入室チェック、電子錠ラックのセキュリティを行っている。 ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 (3)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
—	

待割非課税ノリ、385.均等割非課税ノリ、386.年税額、387.市町村所得割減免額、388.市町村均等割減免額、389.都道府県所得割減免額、390.都道府県均等割減免額、391.予備金額1、392.予備金額2、393.予備金額3、394.予備金額4、395.予備金額5、396.予備項目1、397.予備項目2、398.予備項目3、399.予備項目4、400.予備項目5、401.退避用履歴判定、402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡ノリ、406.株式譲渡上場損通所得額、407.所得税株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課税額、409.所得税株式上場課税額、410.肉牛軽減課税額、411.市町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415.株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前々先物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割除額、423.株式譲渡割除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割除額、430.都道府県株式譲渡配当割除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、450.標準税率市町村所得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県退職、455.標準税率都道府県算出所得割、456.標準税率都道府県調整額、457.標準税率定率控除前都道府県所得割、458.標準税率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都道府県所得割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国税更正日、473.登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私の年金支払額、478.住民税年金種別、479.基礎控除対象ノリ、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金ノリ、483.内特徴ノリ、484.三徴収ノリ、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得税分離配当損通所得額、499.投資等税額控除額、500.所得税肉牛軽減課税額、501.所得税分離配当課税額、502.分離配当課税額、503.所得税分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割額、505.都道府県分離配当所得割額、506.新生命保険料支払額、507.新個人年金保険料支払額、508.介護保険料支払額、509.予備金額6、510.予備金額7、511.予備金額8、512.予備金額9、513.予備金額10、514.予備項目6、515.予備項目7、516.予備項目8、517.予備項目9、518.予備項目10、519.寄附金控除特例分、520.市町村申告特例控除額、521.都道府県申告特例控除額、522.予備金額11、523.予備金額12、524.予備金額13、525.予備金額14、526.予備金額15、527.予備金額16、528.予備金額17、529.予備金額18、530.予備金額19、531.予備金額20、532.予備項目11、533.予備項目12、534.予備項目13、535.予備項目14、536.予備項目15、537.予備項目16、538.予備項目17、539.予備項目18、540.予備項目19、541.予備項目20、542.条約適用利子等所得額、543.条約適用配当等所得額、544.特例適用利子等所得額、545.特例適用配当等所得額、546.条約適用利子等損通所得額、547.条約適用配当等損通所得額、548.特例適用利子等損通所得額、549.特例適用配当等損通所得額、550.条約適用利子等課税額、551.条約適用配当等課税額、552.特例適用利子等課税額、553.特例適用配当等課税額、554.条約適用利子等限度税率、555.条約適用配当等限度税率、556.市町村条約適用利子等所得割額、557.都道府県条約適用利子等所得割額、558.市町村条約適用配当等所得割額、559.都道府県条約適用配当等所得割額、560.市町村特例適用利子等所得割額、561.都道府県特例適用利子等所得割額、562.市町村特例適用配当等所得割額、563.都道府県特例適用配当等所得割額、564.所得税条約適用利子等限度税率、565.所得税条約適用配当等限度税率、566.所得税条約適用利子等損通所得額、567.所得税条約適用配当等損通所得額、568.所得税特例適用利子等損通所得額、569.所得税特例適用配当等損通所得額、570.所得税条約適用利子等課税額、571.所得税条約適用配当等課税額、572.所得税特例適用利子等課税額、573.所得税特例適用配当等課税額、574.条約適用利子等所得税額、575.条約適用配当等所得税額、576.特例適用利子等所得税額、577.特例適用配当等所得税額、578.予備金額21、579.予備金額22、580.予備金額23、581.予備金額24、582.予備金額25、583.予備金額26、584.予備金額27、585.予備金額28、586.予備金額29、587.予備金額30、588.処理状況コード、589.決議ノリ、590.最新判定、591.仮最新判定、592.退避最新判定、593.通番、594.決議用処理年月日、595.世帯外区分該当コード、596.扶養者個人番号、597.配偶者個人番号、598.扶養専従区分該当コード、599.扶養区分該当コード、600.障害者区分該当コード、601.同居特障区分該当コード、602.同居老人区分該当コード、603.専従区分該当コード、604.専従申告区分該当コード、605.専従者給与入力ノリ、606.専従者給与所得額、607.合計所得入力ノリ、608.決議起因決議用処理年月日、609.通知書番号、610.徴収ノリ内連番、611.徴収ノリ外連番、612.事業所個人番号、613.住民税受給者番号、614.普微事業所番号、615.住民税異動事由コード1、616.住民税異動事由コード2、617.還付加算用住民税更正事由、618.法定納期限等、619.変更開始月期、620.徴収済月期、621.併徴普微変更期、622.併徴普微徴収済期、623.随時処理ノリ、624.差引課税額、625.既課税額、626.期別06月01期税額、627.賦課年度01、628.納期限01、629.期別07月02期税額、630.賦課年度02、631.納期限02、632.期別08月03期税額、633.賦課年度03、634.納期限03、635.期別09月04期税額、636.賦課年度04、637.納期限04、638.期別10月05期税額、639.賦課年度05、640.納期限05、641.期別11月06期税額、642.賦課年度06、643.納期限06、644.期別12月07期税額、645.賦課年度07、646.納期限07、647.期別01月08期税額、648.賦課年度08、649.納期限08、650.期別02月09期税額、651.賦課年度09、652.納期限09、653.期別03月10期税額、654.賦課年度10、655.納期限10、656.期別04月11期税額、657.賦課年度11、658.納期限11、659.期別05月12期税額、660.賦課年度12、661.納期限12、662.期別13期税額、663.賦課年度13、664.納期限13、665.期別14期税額、666.賦課年度14、667.納期限14、668.期別15期税額、669.賦課年度15、670.納期限15、671.期別16期税額、672.賦課年度16、673.納期限16、674.期別17期税額、675.賦課年度17、676.納期限17、677.期別18期税額、678.賦課年度18、679.納期限18、680.収納過年度更正ノリ、681.充当額、682.還付額、683.期別06月01期充当、684.期別07月02期充当、685.期別08月03期充当、686.期別09月04期充当、687.期別10月05期充当、688.期別11月06期充当、689.期別12月07期充当、690.期別01月08期充当、691.期別02月09期充当、692.期別03月10期充当、693.期別04月11期充当、694.期別05月12期充当、695.期別13期充当、696.期別14期充当、697.期別15期充当、698.期別16期充当、699.期別17期充当、700.期別18期充当、701.返戻01期、702.返戻課税年度01、703.返戻納期限01、704.返戻02期、705.返戻課税年度02、706.返戻納期限02、707.返戻03期、708.返戻課税年度03、709.返戻納期限03、710.返戻04期、711.返戻課税年度04、712.返戻納期限04、713.返戻05期、714.返戻課税年度05、715.返戻納期限05、716.差引課税額年金分、717.期別06月01期税額年金分、718.期別07月02期税額年金分、719.期別08月03期税額年金分、720.期別09月04期税額年金分、721.期別10月05期税額年金分、722.徴収税額特徴内訳分、723.市町村所得割額特徴内訳分、724.市町村均等割額特徴内訳分、725.都道府県所得割額特徴内訳分、726.都道府県均等割額特徴内訳分、727.使用区分、728.住民税01、729.住民税02、730.住民税03、731.住民税04、732.住民税05、733.住民税06、734.住民税07、735.住民税08、736.住民税09、737.住民税10、738.住民税11、739.住民税12、740.住民税13、741.住民税14、742.住民税15、743.注意ノリ、744.海外出張開始年月日、745.海外出張終了年月日、746.市内家族個人番号、747.市内家族氏名カナ、748.市内家族氏名漢字、749.申告書送付有無コード、750.申告書適用年月日、751.申告書送付理由コード、752.申告書送付日、753.指定徴収区分、754.徴収事業所番号、755.住登外仮登録ノリ、756.原票番号、757.課税294条該当コード、758.生保該当ノリ、759.証明書発行停止ノリ、760.294条通知送付有無ノリ、761.294条通知自治体コード、762.294条

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書等の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、また記載例を示し、必要な情報以外は入手しない体制とする。 ・申告書等をシステムに入力する際には、入力者とは別の担当者が審査者として点検を行う。 ・住民以外から提出のあった申告書等のうち課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに該当すると思われる自治体へ資料を回送し、小平市では保有は行わない。 ・eLTAXからの入手については以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1 本人又は本人の代理人もしくは給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）からの入手について 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 2 公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）からの入手について 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 3 国税庁からの入手について 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が小平市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 また上記のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書等の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、また記載例を示し、必要な情報以外は入手しない体制とする。 ・システム操作権限を限定し、紐付け可能な職員を制限する。 ・その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限し、目的を超えた紐付けを防ぐ。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	ユーザIDとパスワードを用いた認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
規定の内容	委託契約書には小平市情報セキュリティポリシーに規定された内容を記載する。 委託契約書には次の内容を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者への情報開示の禁止 ・情報の適切な管理、契約終了後の情報の返却 ・無断複製の禁止 ・義務違反または義務を怠った場合の契約解除、損害賠償請求の規定 ・作業内容等の報告義務
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への情報開示をしないことを誓約している。 ・社内で規定している情報漏えい防止3原則(※)を順守することをプロジェクト参画時に関係者全員署名している。 ・週報として再委託先より作業報告書の提出を義務付けている。 ・契約及びお客様と定めた管理ルールを順守し作業をしたことを毎月宣誓書に署名している。 ・委託元責任者が週に1回以上現地に赴き、作業状況確認を実施している。 ※情報漏えい防止3原則 原則1. 機密情報については、原則、作業場所から持ち出しません。 原則2. 機密情報を持ち出す場合は、必ず上長の承認を得ます。 原則3. 機密情報をモバイルPC等に保存し、持ち出す場合はセキュリティ対策を行います。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>番号法第3条（基本理念）、第9条（利用範囲）及び第19条（特定個人情報の提供の制限）等の規定に基づき、厳格な運用を行う。</p> <p>またeLTAXで提供する分については以下のとおりである。</p> <p>1 給与支払者及び公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）への提供について審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</p> <p>2 国税庁への提供について 国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。また、国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)宛名システムとの連携では以下の措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・中間サーバーからの要求内容のみ提供を行うように、システム上担保している。 <p>(2)中間サーバー・ソフトウェアでは以下の措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)宛名システムとの連携では以下の措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・中間サーバーからの要求内容のみ提供を行うように、システム上担保している。 <p>(2)中間サーバー・ソフトウェア(※1)との連携では以下の措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体(情報照会機関)からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体(情報提供機関)による特定個人情報の提供それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

(2) 中間サーバー・プラットフォーム(※)における措置

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体については暗号化や認証等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

① 事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>(1)小平市における措置 ・全職員に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度厳重に指導する。</p> <p>(2)委託先における措置 ・全従業員に対し、eラーニング等による個人情報保護、情報漏えい防止、機密情報管理に関する基礎を授ける教育を行う。また、各役割に応じた教育プログラムを設け、必要に応じて集合教育を行う。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2333
②請求方法	書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2333
②対応方法	他課の事務に影響がある場合は、速やかに該当する課へ報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	—	・個人住民税の納税通知書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託 ・個人住民税の特別徴収税額決定通知書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	—	東京ラインプリンタ印刷 株式会社	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託	—	再委託しない	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	住民税申告書等作成業務委託	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	—	住民税申告書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	—	AGS 株式会社	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託	—	再委託しない	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	未申告調査申告書出力等業務委託	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	—	未申告者に対する住民税申告書等の印刷、封入、封緘等の作成業務委託	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	—	AGS 株式会社	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託	—	再委託しない	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	eLTAXシステムの運用管理業務委託	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	—	電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)及び国税庁からの確定申告データ受信等の運用管理業務	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	—	10人未満	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	—	日本電気株式会社	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託	—	再委託しない	事後	通知等への記載が予定されることによる委託先の追加
平成27年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている(30件)	移転を行っている(40件)	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定等による変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	別紙1 特定個人情報の提供先 No.60 法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づき制定する条例	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定による変更
平成27年12月28日	別紙1 特定個人情報の提供先 No.60 提供先における用途	学校教育法等の関連法の規定に基づき、就学援助の認定・支給処理を行う。	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務	事後	軽微な表現の見直し
平成27年12月28日	別紙2 特定個人情報の移転先タイトル	(別紙2)特定個人情報の移転先(番号法第9条第1項に基づく移転先(別表第1))	(別紙2)特定個人情報の移転先	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定等により移転先が追加されたことによる表記方法の変更
平成27年12月28日	別紙2 特定個人情報の移転先項目名	提供先における用途	移転先における用途	事後	軽微な表現の見直し
平成27年12月28日	別紙2 特定個人情報の移転先法令上の根拠	移転先が番号法第9条第1項に基づく移転先のため、各項目に別表第1の項番を明記	法令名以下を明記	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定等により移転先が追加されたことによる表記方法の変更
平成27年12月28日	別紙2 特定個人情報の移転先 項番No.31～No.40	—	移転先の追加(詳細は別紙2を参照)	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定等による変更
平成28年7月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第2における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社 コンピュータービジネス	株式会社 日本代行	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている(60件)	提供を行っている(62件)	事後	法令等の改正に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先6 提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先20、提供先	—	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先20、法令上の根拠	—	番号法第19条第7号 別表第二(第38項)	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先20、提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先40、提供先	国家公務員共済組合	厚生労働大臣	事後	記載内容の修正
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先41、提供先	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先41、法令上の根拠	—	番号法第19条第7号 別表第二(第85の2項)	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	別紙1 特定個人情報の提供先41、提供先における用途	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 日本代行	株式会社 クオース	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	契約変更による
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	AGS 株式会社	株式会社 コタニ 赤羽営業所	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	AGS 株式会社	株式会社 コタニ 赤羽営業所	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先名	日本電気株式会社	TIS株式会社	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
平成30年1月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	629	793(別紙のとおり)	事後	項目の変更による
平成30年6月26日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	深谷 達	課長	事後	平成30年5月21日付様式変更による項目名変更
令和1年6月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2及び3 ②システム運用先名	一般社団法人 地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付名称変更
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	株式会社 クオース	株式会社 イーアールイー	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	東京ラインプリンタ印刷 株式会社	株式会社 TLP	事後	委託先の社名変更
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報	793	816(別紙のとおり)	事後	項目の見直しによる

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先での変更
令和2年9月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先での変更
令和2年9月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先名	TIS株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	個人番号の記載が予定される通知等の委託先の変更
令和2年9月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容の修正
令和2年9月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	816	811(別添1のとおり)	事後	項目の変更による
令和2年9月24日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク ルール内容及びルール遵守の確認方法	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条(基本理念)、第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。	事後	記載内容の修正

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	記載内容の修正
令和2年9月24日	Ⅲ リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検	事後	記載内容の修正
令和2年9月24日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	(3)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	(3)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載内容の修正
令和3年9月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	法律の改正のため。
令和3年9月16日	別紙1 特定個人情報の提供先の法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法律の改正のため。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]その他	[○]その他(証明書コンビニ交付システム)	事後	証明書コンビニ交付サービスの開始による変更
令和4年9月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	—	証明書コンビニ交付システム	事後	証明書コンビニ交付サービスの開始による変更
令和4年9月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する](6)件	[委託する](8)件	事後	証明書発行業務の委託、証明書コンビニ交付サービスの開始による変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	委託先への調査回答による変更
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	委託先への調査回答による変更
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	委託先への調査回答による変更
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤再委託の許諾方法	—	書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。	事後	委託先への調査回答による変更
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥再委託事項	—	・審査サービス利用における現地対応作業 ・審査サービス利用における問い合わせ対応	事後	委託先への調査回答による変更
令和4年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	—	証明書発行事務	事後	証明書発行業務の委託開始による変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	—	証明書コンビニ交付システムサービス利用	事後	証明書コンビニ交付サービスの開始による変更
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(62件) [○]移転を行っている(40件)	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(43件)	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和4年9月26日	(別紙1)特定個人情報の提供先 ・提供先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・市町村長 ・番号法第19条第8号 別表第二(第20項) ・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和4年9月26日	(別紙1)特定個人情報の提供先 ・提供先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・社会福祉協議会 ・番号法第19条第8号 別表第二(第30項) ・社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和4年9月26日	(別紙1)特定個人情報の提供先 ・提供先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・市町村長 ・番号法第19条第8号 別表第二(第53項) ・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	(別紙1)特定個人情報の提供先 ・提供先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ・番号法第19条第8号 別表第二(第121項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和4年9月26日	(別紙1)特定個人情報の提供先 提供先 小平市教育委員会教育部学務課 法令上の根拠	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	番号法第19条第11号、小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	事後	記載内容の修正
令和4年9月26日	(別紙2)特定個人情報の移転先 ・移転先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・健康推進課 ・番号法第9条第1項別表第1の7の項 ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和4年9月26日	(別紙2)特定個人情報の移転先 ・移転先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・子育て支援課、生活支援課 ・番号法第9条第1項別表第1の101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	(別紙2)特定個人情報の移転先 ・移転先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・障がい者支援課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 ・心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって都規則で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和5年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 イーアールエー	日本情報産業 株式会社	事後	委託先変更に伴う変更
令和5年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)及び国税庁からの確定申告データ受信等の運用管理業務	地方税電子申告審査システム等ASPサービス 使用権提供	事後	委託先への調査への回答による変更
令和5年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	委託先への調査への回答による変更
令和5年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤再委託の許諾方法	書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。	書面の提出により申請し、市に承認を得たうえで再委託を許諾している。	事後	委託先への調査への回答による変更
令和5年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥再委託事項	・審査サービス利用における現地対応作業 ・審査サービス利用における問い合わせ対応	・地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用における現地対応作業 ・地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用におけるお問い合わせ対応	事後	委託先への調査への回答による変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]移転を行っている(43件)	[○]移転を行っている(44件)	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更
令和5年9月20日	(別紙2)特定個人情報の移転先 ・移転先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	・生活支援課 ・小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 ・生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準ずる措置に関する事務	・生活支援課 ・小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 ・生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	法令等の改正に伴う変更
令和5年9月20日	(別紙2)特定個人情報の移転先 ・移転先 ・法令上の根拠 ・提供先における用途	—	・子育て支援課 ・小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 ・小平市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	事後	法令等の改正に伴う変更
令和5年9月20日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)ルール内容及びルール遵守の確認方法	また、国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	また、国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令等の改正に伴う変更
令和5年9月20日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令等の改正に伴う変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月20日	Ⅲ リスク対策 8.監査 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	見直しによる変更

(別紙1) 特定個人情報の提供先

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二(第6項)	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	社会福祉協議会	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの

22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号 別表第二(第40項)	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第48項)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二(第57項)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号 別表第二(第59項)	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第63項)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二(第65項)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第66項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二(第67項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第71項)	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号 別表第二(第74項)	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第84項)	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第85の2項)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第91項)	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号 別表第二(第92項)	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第101項)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二(第102項)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号 別表第二(第103項)	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第107項)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第114項)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法第19条第8号 別表第二(第115項)	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二(第117項)	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

61	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号 別表第二(第121項)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	国税庁長官	番号法第19条第8号、地方税法第317条	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
64	・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、横浜市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
65	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
66	小平市教育委員会教育部学務課	番号法第19条第11号、小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務

(別紙2) 特定個人情報の移転先

No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の7の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	保育課	番号法第9条第1項別表第1の8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	障がい者支援課		
4	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の9の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の10の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	障がい者支援課	番号法第9条第1項別表第1の12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の15の項	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	収納課	番号法第9条第1項別表第1の16の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保険年金課		
10	高齢者支援課	番号法第9条第1項別表第1の19の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の30の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の31の項	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	障がい者支援課	番号法第9条第1項別表第1の34の項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の37の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	高齢者支援課	番号法第9条第1項別表第1の41の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の43の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
17	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	障がい者支援課	番号法第9条第1項別表第1の47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の49の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の56の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の59の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	高齢者支援課	番号法第9条第1項別表第1の68の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の76の項	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の83の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	障がい者支援課	番号法第9条第1項別表第1の84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	健康推進課		
30	保育課	番号法第9条第1項別表第1の94の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の95の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	子育て支援課、生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の101の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	生活支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
34	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第17号)による医療費の助成に関する事務

35	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市児童育成手当条例(昭和44年条例第19号)による児童育成手当の支給に関する事務
36	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市中心身障害児福祉手当支給条例(昭和41年条例第19号)による心身障害児福祉手当の支給に関する事務
37	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年条例第10号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務
38	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第19号)による医療費の助成に関する事務
39	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第14号)による医療費の助成に関する事務
40	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務
41	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	小平市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
42	障がい者支援課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年東京都規則第176号。以下「都規則」という。)で定めるもの
43	障がい者支援課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって都規則で定めるもの
44	障がい者支援課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって都規則で定めるもの

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小平市 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連する事務を行う。軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在に、小平市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等の登録、変更、譲渡、廃車等の申告は、車両の種類によって手続先が異なる。原動機付自転車・小型特殊自動車の申告は小平市へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車の申告は運輸支局へ、三輪・四輪の軽自動車の申告は軽自動車検査協会で行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①軽自動車税(種別割)の賦課 ②減免決定事務 ③軽自動車税(種別割)関係の証明交付 ④官公署等に対する照会・回答 ⑤軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連する事務</p>
③システムの名称	1 軽自動車税賦課システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2332
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2332

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年11月30日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年11月30日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における取扱部署 ②所属長の職名	深谷 達	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策		新規追加のための各項目対応	事後	レイアウト変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	表紙 評価書名	小平市 軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	小平市 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小平市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小平市は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、軽自動車税の賦課及びそれに関連する事務を行う。軽自動車税は、賦課期日(4月1日)現在に、小平市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等の登録、変更、譲渡、廃車等の申告は、車両の種類によって手続先が異なる。原動機付自転車・小型特殊自動車の申告は小平市へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車の申告は運輸支局へ、三輪・四輪の軽自動車の申告は軽自動車検査協会で行う。小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税の賦課 ②減免決定事務 ③軽自動車税関係の証明交付 ④官公署等に対する照会・回答 ⑤軽自動車税の賦課及びそれに関連する事務	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連する事務を行う。軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在に、小平市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等の登録、変更、譲渡、廃車等の申告は、車両の種類によって手続先が異なる。原動機付自転車・小型特殊自動車の申告は小平市へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車の申告は運輸支局へ、三輪・四輪の軽自動車の申告は軽自動車検査協会で行う。小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税(種別割)の賦課 ②減免決定事務 ③軽自動車税(種別割)関係の証明交付 ④官公署等に対する照会・回答 ⑤軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報連携 ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項	事後	法律改正のため
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	見直しによる変更